

-伴走支援・手数料補助を行いながら、人材確保をサポート-

介護事業者向け説明会

主催（委託元）：長野県 / 運営：株式会社タイミー



本事業の目的

- ①介護未経験者でも担える「業務の切り分け」による業務見直し・効率化を図る
- ②スポットワークの活用による「介護現場の負担軽減」
- ③未経験者に介護職の経験をしてもらう「機会の創出」



未経験者の介護現場への入職（直接雇用）を最終目的としています



直接雇用につながったかをアンケート等にて測定させていただきます。

スポットワーク（タイミー）のサービス

従来の求人サイトでも派遣とも違い、「働きたい時間」と「働いてほしい時間」のマッチングサービス。
面倒な労務管理の手間もなく、必要な時に素早く人材調達を可能とします。



雇用時に発生する手続きを電子化・自動化し、**労務管理を大幅に効率化**

求人掲載

雇用契約

勤怠管理

給与計算

給与支払

事業の流れ

2026年9月～2027年2月（実証・マッチング期間）

2027年2月～3月



01. 実証申込

申込フォームでの受付
（銀行口座の登録など）



申込フォームリンク

※スマートフォン等で
読み取って申請してください



02. 支援

業務切り出し支援



03. マッチング

求人募集・マッチング



マッチング後
ワーカー
アンケート



マッチング後
ご請求



04. アンケート

事業者アンケート



05. 支払

補助金お支払い
（手数料の返還）

補助について

本事業にご参加される事業者に対して、本事業の受託者（株式会社タイミー）を通じて、長野県から、マッチングに係る手数料の補助を行います。

補助対象経費

- 本事業の受託者（スポットワーク雇用仲介事業者）に支払う手数料（サービス利用料）
※ワーカーへの給与自体は各事業所にてご負担ください。

対象期間

- 2026年9月1日から2027年2月28日
※当該期間に「稼働」した求人が対象

上限額

- 1 事業所あたり5万円または10万円（詳細は次ページ）
※回数（稼働数）の制限はなし

補助について（詳細）

新規利用の場合

- 「タイミー」を初めて利用
 - 「タイミー」に登録はしたが、求人募集はしたことがない
- ➔ 1事業所あたり **10万円**まで手数料が無料に



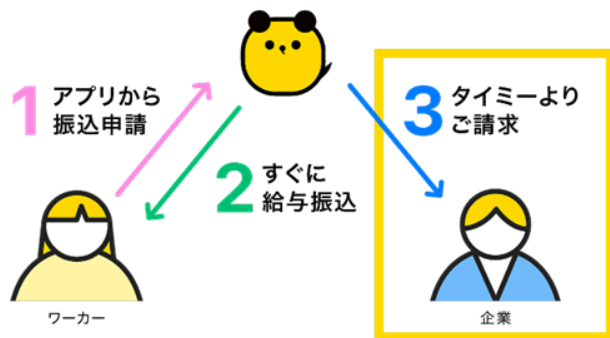
既存利用の場合

- 「タイミー」をすでに利用し、求人募集をしたことがある
- ➔ 1事業所あたり **5万円**まで手数料が無料に



タイミーは完全成果報酬型

手数料は実際に働いた時間分のみ発生。
(月末締め 翌月末払い)



初期費用・月額費用・掲載費用一切なし

本事業ではこの手数料が
無料で活用できます！

システム手数料

交通費を含む
合計報酬額の

30%

- 振込関連手数料：1人あたり220円
- 交通費：支給有無の選択が可能

例1

時給1,000円・勤務7時間・交通費500円の場合

(報酬：7,500円) + (利用料：7,500円×30%=2,250円) + (振込関連手数料：220円) + (消費税：225円) = 総額10,195円

例2

時給1,000円・勤務4時間・交通費500円の場合

(報酬：4,500円) + (利用料：4,500円×30%=1,350円) + (振込関連手数料：220円) + (消費税：135円) = 総額6,205円

対象事業者

- 指定介護サービス事業者
 - ただし、介護サービスのうち、福祉用具貸与、福祉用具販売、住宅改修は対象外となります。
- 社会福祉法人、医療法人、民間事業者・NPO法人。
ただし、自治体が運営する事業者は除きます。
- タイミーから依頼のある「アンケート（ワーカー・事業者）」にご協力いただける事業者

※ 事業者の規模は問いません。

※ **すでにタイミーにアカウント登録され、募集された実績がある事業者も対象になります（ただし上限額が異なる）。**

※ **同一法人、複数事業所（施設）で申請ができます。**

※ 詳細の要件は、「事業申し込みフォーム（参加申込にあたっての同意事項等について）」に記載されています。

対象職種・対象求人

- タイミーのプラットフォームを活用して、マッチングした求人
- 就業場所が長野県内の求人
- 介護員、介護助手の仕事に関するもの
 - 利用者の送迎時の運転、食事時の配膳や盛り付け、バックヤード業務の業務についても対象
 - 施設管理者、医療系スタッフ（看護職員、機能訓練指導員、医師、薬剤師）、老人福祉施設指導専門員などは対象外
- 「未経験者」を対象に、周辺業務を内容とする求人
 - 「有資格者」を中心とする求人は除きます。例えば、求人に「有資格者限定」や「有資格者歓迎」などの記載がある求人については、**補助の対象外**
 - 「未経験者」も対象にした求人に、結果として、有資格者・経験者がマッチングした場合は補助対象
 - 「介護の周辺業務」については、有資格者以外でも対応ができる業務をいいます

(参考) スポットワークとは

有償ボランティアとの比較

スポットワークは、雇用契約を結びながら働くものです。

事業者にとっては「指揮命令ができること（故に対応可能な業務範囲が広いこと）」

働き手にとっては「最低賃金が保障されること」「労働法によって保護されること」などのメリットが生まれます。

	契約形態	報酬	拘束性	指揮命令	保障の有無	仲介事業者への規制
スポットワーク (雇用)	雇用契約	賃金 (時給)	雇用契約に基づき、労働時間等が決まっている	あり	賃金支払義務 労災 最低賃金保障 休憩時間 割増賃金 etc.	職業安定法 (職業紹介規制等)
有償ボランティア	請負契約 or 委任契約	報酬	作業時間、休憩、帰宅時間等をボランティアが自由に決定	なし	基本的になし	特になし

厚生労働省事務連絡（平成30年7月27日）「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000340865.pdf>

「一部の事業所において、社会参加の活動の一環として、外部の企業等と連携した有償ボランティアの活動に取り組んでいる事例が見受けられるところです。有償ボランティアに参加する利用者についても、個別の事案ごとに活動実態を総合的に判断し、利用者と外部の企業等との間に使用従属関係が認められる場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者に該当するものとして、労働基準関係法令の適用対象となります。」